

# 新宿区教育委員会会議録

## 平成十六年第九回定例会

平成十六年九月三日  
新宿区役所六階第四委員会室



## 《 議 事 日 程 》

### 議 案

- 日程第一 議案第五十六号 新宿区立区の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第二 議案第五十七号 平成十七年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について
- 日程第三 議案第五十八号 指定文化財の指定について

### 報 告

- 一 平成十七年度予算の見積もりについて（教育政策課長）
- 二 学校選択制度に関するアンケート結果について（学校運営課長）
- 三 心身障害学級（情緒・通級指導学級）の小学校増設について（学校運営課長）
- 四 平成十七年度の愛日中町幼保連携経過措置期間の運営方法について（学校運営課長）
- 五 学童クラブ事業実施に係る学校施設の活用について（学校運営課長）
- 六 新宿歴史博物館特別展（没後一〇〇年記念「小泉八雲展」の開催について（生涯学習財団担当課長）
- 七 新宿歴史博物館・林芙美子記念館メンバーズ倶楽部について（生涯学習財団担当課長）
- 八 その他

木島委員長

それでは、ただいまから、平成十六年新宿区教育委員会第九回定例会を開会します。  
本日の会議には全員が出席しておりますので、定員数を満たしております。  
本日の会議録の署名者は、内藤委員にお願いいたします。

## 議 案

議案第五十六号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

木島委員長

それでは、議事に入ります。

「日程第一 議案第五十六号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について議題といたします。

では、議案第五十六号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長

それでは、「日程第一 議案第五十六号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

議案の概要がございますので、それに基づいて御説明いたします。件名といたしましては、新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

これにつきましては、地方公務員災害補償基金業務規程の一部改正に伴いまして、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正が行われました。これに伴いまして、障害補償年金の受給権者が定期報告の際に添付することとされている医師の証明を廃止する必要があるため、この規則を改正するものでございます。

改正内容でございますが、第二十九号様式中、記入注意の欄に、「四、障害補償年金の受給者については、医師の証明欄の記入は不要とする。」を加えるものでございます。

本日、現行の様式でございますが、表裏の報告書がございます。これは現行でございます。

この改正の理由でございますけれども、特に理由が示されておられませんけれども、こちらの方で推測してみましたら、まず、障害の現状報告書、定期報告になりますけれども、これは

年金たる補償を受けるもの、障害補償年金受給者、また傷病補償年金受給者に提出が義務づけられているところでございます。なお、障害補償年金については公務上の負傷、疾病が治った場合に一定の障害が存するに、その障害が存する期間支給されるものでございます。ただし、障害の程度につきましては固定されているものが多く、変更がある場合は少ないので、毎年定期報告で医師の証明を求めることは負担が重いというふうに考えまして、負担の軽減を図るというものだと考えております。定期報告に医師の証明の添付をやめても、障害の程度に変更があった場合の届出の義務及び報告、出頭命令等に対応できるためにこういう改正がされていると思います。

これは表に報告書がありますが、その裏に医師の正面欄というところがございます。障害補償年金の受給者につきましては、この証明欄が不要になったと、そういう改正でございます。

施行日が交付の日でございます。

提案理由でございますが、地方公務員災害補償基金業務規程の一部改正に伴い、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する施行規則の一部改正が行われたので、規則の改正をする必要があるためでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これはちょっと教えていただきたいんですが。この障害の現状報告書、報告者というのは第三者なんですか。それとも傷病者、御本人が報告を出すということなんでしょうか。この報告については、その受給者である当事者が御報告するということでございます。そうしますと、例えば学校の健診事業とかそういうところに出かける途中に交通事故に遭ったとかそういうときに、その程度が余り毎年変わらないだろうという意味で医師の証明書はいらないということですね。

御指摘のとおりでございます。

いかがでしょうか。どうぞ。

どういうふうに質問していいかわからないんですが、その改正前は報告者は医師の証明欄には記入しないこととあるわけですよ。

医師の証明がないんだもんね。

そうすると、医師の証明欄には記入していない、最初からしてなかったわけですがけれども、この一文はどういう意味なんですか。勝手に記入しちゃいけないよという。

大変恐縮ですが、以前は御本人がこの医者（医師）の証明欄に記入しちゃいけないということ

木島委員長  
内藤委員

学校運営課長  
木島委員長

学校運営課長  
木島委員長  
櫻井委員

内藤委員  
櫻井委員

学校運営課長

内藤委員  
櫻井委員  
内藤委員  
学校運営課長

で、ここは第三者である医者が記入する部分であったという趣旨でございますので。今回、そういうところについては変わってございませんが、定期的な報告については事務の軽減と御本人の負担の軽減のためにもそれをやめるということでございます。

医師の証明欄というのとはなくなるんじゃないの。だから、記入しないことって。

ですから、いらなくなった理由と、いや、違う。

この三と四は矛盾するんじゃないかって。

すみません。この医師の証明欄の記入については、さっき教育政策課長から話がありましたように、この項目については障害補償年金だけを前提にしている規程ではございませんので、もう一つの傷病等ございまして、そちらの規程にもかぶっております。今回の場合は、この障害補償年金部分については、その後の症状が固定している状況が非常に多いので、定例の中から外すということで、状況の変化があれば出す必要はございますけれども、定例の中から外すという今回は改正でございます。

以上でございます。

内藤委員

そうなんだけれども、実際に報告する人はこの書面を見て混乱するんじゃないんですかね。だって、報告者は医師の証明欄には記入しないこと、四は... ..、ああ、そうか。これはここで初めて障害補償年金受給者についてはというのがくるわけ。だから、三まではもっと広い範囲なんだ。わかりました。だから、この障害の現状報告書は障害補償年金受給者に限らないよね、確かにね。現役の人もあるわけですね。はい、わかりました。

木島委員長

よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第五十六号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてを原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長

議案第五十六号は原案のとおり決定いたしました。

議案

議案第五十七号 平成十七年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について

木島委員長

次に、「日程第二 議案第五十七号 平成十七年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について」を議題といたします。

では、議案第五十七号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長

それでは、「日程第二 議案第五十七号 平成十七年度新宿区立幼稚園の学級編制方針

について」御説明いたします。

一枚めくっていただきますと、付議事項とありまして、「区立幼稚園における学級編制方針について」とございます。平成十七年度園児募集における学級定員及び学級編制について、別紙のとおり基本方針を定めるというものでございます。

案がございまして、案に基づいて御説明いたしたいと思っております。まず第一に、学級単位でございます。三歳児が十六名、四歳児が三十名、五歳児が三十名でございます。それから、平成十六年度、今年度の学級編制方針についても、別途きょう机上にお配りさせていただいております。これも参考にごらんいただきたいというふうに思います。

二番、学級編制について。(一)三歳児募集についてでございます。募集園数は十三園十三学級とし、にありましますように、市谷以下の西戸山の各幼稚園とするものでございます。

それから、でございます。ここは変更事項でございます。補欠登録した者については、当該年度中に退園等により空きが発生した際に、補欠登録順に入園することかできるというものでございます。これについては、従来から落選者に対する優先制度を導入していたところでございますが、今回、十七年度におきましては明確にここに規定するというものでございます。

(二)四歳児募集についてでございます。でございます。四歳児の応募者が十二名未満の園では、四歳児の学級編制は行わない。これは平成十六年度と同様でございます。平成十六年度の(二)のでございます。ただし、三歳児保育実施園並びに幼保実施予定園(愛日・四谷第三・四谷第四幼稚園を除く)とあります。この「並びに」以下につきまして、今回幼保連携一元化事業の実施に伴いまして対象となりました愛日、四谷第三、四谷第四幼稚園につきましては、もう既に事業実施を決定しておりますので、休園または休学にすることはできないということです。この場合は除いたというものでございます。

でございます。三歳児保育実施園の四歳児の募集人数は、定員から進級児(第一優先枠)を除いた人数とするものでございます。これにつきまして、新たな規定でございますが、先ほどの三歳児のところと同様に、現在やっておりますけれども、優先制度を導入するに際して明確に規定したというものでございます。

、三歳児保育実施園で三歳児入園の際に抽選の結果、落選し、補欠登録した者、落選して補欠登録した者、ただし抽選後に新たに入園を希望し、補欠登録に加わった者は除きます。落選者して補欠登録した者について、他の幼稚園や保育園に入園することなく翌年度の四歳児として同園に入園を希望した際には、「優先入園資格者(第二優先枠)」とし

て補欠登録順に一般入園希望者に優先して入園することができるという規定でございます。

これにつきましては、この改正によりまして、三歳児の持ち上がりが第一優先枠でございますけれども、それから次に三歳児の落選者で待機順位を持つ者が第二優先順位枠となるというものでございます。これは今のところが第一優先枠、のところが第二優先枠といふような形になります。当該年度応募者はその後の順位となるというものでございます。

でございます。補欠登録した者については、当該年度中に退園等により空きが発生した際に、補欠登録順に入園することができるというものでございます。これにつきましては、新たな規定でございますが、先ほどの（一）のと同様に既に行っているものにつきまして優先制度を導入するに際し、明確に規定したというものでございます。

でございます。四歳児の二学級編制予定園であっても、応募者及び進級者の合計が三十名以下の場合は、一学級編制とするものでございます。これは今年度、平成十六年度の（二）のと同様でございます。

、四歳児の二学級編制予定園であっても、二年連続して一学級編制となった幼稚園は三年度目からは一学級募集とするものでございます。これも今年度の（二）のと同様の規定でございます。

、教室や設備に余裕があり、二学級編制が可能な園において、一斉募集時の応募者が四十人以上となった場合は当該年度に二学級編制とすることができるものでございます。これにつきましては、実態として四十人以上の応募が出た場合に、翌年度に複学級にしたのでは何の意味もないということで、その年の応募者については入園できないということでございますので、教室設備に余裕がある場合は、その年度に二学級編制とするというふうな規定でございます。

、学級編制ができず休学級となっている場合であっても、一学級の募集を行う。ただし、休園中の幼稚園を除く。これは、十六年度の（二）のと同様の規定でございます。

次に、（三）五歳児の学級編制についてでございます。裏にいただきます。、五歳児の募集人数は、定員から進級児を除いた人数とするというものでございます。これにつきましては、規定の整理をしたというところでございます。

、五歳児の学級編制は前年度の四歳児の学級編制のまま移行する。ただし、五歳児の二学級編制予定園であっても、応募者及び進級者の合計が三十名以下の場合は、一学級編制とする。これは今年度の（三）の）と同様でございます。

次に、（四）その他でございます。、学級編制できず休園となった園は、募集しないものとする。この場合は、募集案内一覧には募集人員を掲載しない。「休園中」とするも

のでございます。

、入園許可証発行（確定日）は平成十七年一月十四日（金曜日）とするものでございます。例年一月十五日を確定日としておりますが、来年の一月十五日は土曜日でございますので、前日とするものでございます。

、今後必要と認められる状況が生じたときは新たに検討を行うものでございます。

提案理由でございますが、平成十七年度の園児募集に当たり、平成十七年度の学級編制方針を定める必要があるためでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

（二）の で、「補欠登録した者（ただし、抽選後に新たに入園を希望し補欠登録に加わった者）」というのは、最初から希望しないで、締め切った後に応募したということですか。

おっしゃるとおり、統一の抽選の日が大体十一月の中旬ぐらいでございますので、それ以降、例えば転入だとか転居してきた後で補欠したという方をこの規定の中では想定しております。

それと、もう一つ、すごく屁理屈ですけれども。その（二）の で、例の幼保実施予定園を除くというので、もし万が一この実施園に十二名以下であっても、続行するということですね。

御指摘のとおり、こういう規定がなければ従来の四歳児募集につきましては十二人未満の場合には休学級、休園という形になりますけれども、それについては幼保の場合、現在のところはこの三つである場合には、四谷の第四幼稚園が現在四歳児は休学級になってございますけれども、そういったところについては幼保の決定園でございますので、そういったところについては幼稚園がなくなるというわけにはいきませんので、今回はそういう幼稚園の本則規定の中から幼保という形の中で別枠にするという考えでございます。

わかりました。

ほかに。内藤委員、どうぞ。

念のためですが、この案の七の規定は、定数三十で募集している幼稚園でも余裕があれば四十人を超えたら、いわゆるお断りしないで四十人以上でも引き受けると、そういう規定ですよ。

四歳児のところの でございますが、これは昨年ちょっと議論になりました西戸山幼稚園の関係で、四十以上になった場合どうかという話がございまして。現行規定のときには

木島委員長  
櫻井委員

学校運営課長

櫻井委員

学校運営課長

櫻井委員  
木島委員長  
内藤委員

学校運営課長

翌年に募集ができるという規定で、先ほどの話にもありましたように、その年度に募集なさった方が来年の四月に対応できないということがございましたので、施設の状況で余裕があれば、西戸山の場合はそれが可能でございますので、学級編制をできるように変えていきたいということで、保護者の方の御要望に可能な限り即していきたいという規定でございます。

木島委員長

ほかに御質問。

それでは、またちょっと屁理屈を言うようですけれども、五歳児の場合に、四歳児と同じように、もし希望者がふえて四十名以上になった場合には二学級、学級編制はどうなるんですか。

学校運営課長

五歳児のところにつきましては、これにはちょっときょうは出てございませんが、ほとんど一年での保育児童というのはゼロに近い形でございます。二年保育か三年保育を御希望なさっておられます。それで、今の編制方針、考え方としましては、五歳児のところは四歳児の進級児が主でございます。五歳児だけを御希望される方が大体一桁、いいところ数名程度でございますので、今、委員長がおっしゃられたようなことはないものというふうに考えてございます。

木島委員長

ただ、ふえたり減ったりするのは親のいわゆる転勤等でふえたり減ったりするわけですよ。四歳児にしる五歳児にしる。そうすると、五歳児は確かに少数ではあっても、たまたまということはあるわけですよ。

学校運営課長

全くゼロとは申しませんが、可能性は低いというふうに考えています。

木島委員長

ほかに。

よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第五十七号 平成十七年度新宿区立幼稚園の学級編制方針について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長

それでは、議案第五十七号は原案のとおり決定いたしました。

議案  
議案第五十八号 指定文化財の指定について

木島委員長

次に、「日程第三 議案第五十八号 指定文化財の指定について」を議題といたします。では、議案第五十八号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「日程第三 議案第五十八号 指定文化財の指定について」御説明いたしま

す。

今回、文化財保護審議会から答申が出されて、四件指定候補物件が答申されております。答申の第四十三号の三、四、五、六でございます。一つずつ御説明いたします。

本日は、机上に済松寺の、もう既に委員の皆様方にはお手元にお届けしておりますけれども、ちょっと参考に本日ここに置かさせていただきました。ここで、多分印をつけてあると思いますけれども、三十二ページから三十四ページあたりがまずあると思います。そこで、谷文晁について述べてありまして、本日のものにつきましては三十八ページからでございます。では、一つずつ御説明いたします。

まず、一つ目でございますが、諮問が平成十五年三月十五日、教育委員会諮問第十一号の二でございます。答申につきましては、三月十五日、文化財保護審議会答申第四十三号の三でございます。種別が有形文化財、絵画でございます。名称が天瑞元堤像、谷文晁の筆によるものでございます。

物件の説明でございますが、左を向く済松寺第十世天瑞元堤を描いた頂相でございます。こういうものでございます。細かい寸法等はちょっと省かせてもらいます。

指定理由でございますが、谷文晁は江戸時代後期に流行した江戸南画の中心画家でございます。本図は谷文晁の肖像画を代表する優れたできばえの作品であるということで、区内の寺院資料としても貴重であるということで指定候補としたものでございます。失礼しました、所有者につきましては、宗教法人済松寺でございます。

次に、審議会答申第四十三号の四でございます。一枚めくっていただきまして、四十ページでございます。種別が有形文化財、絵画でございます。名称が、謙堂文益像、谷文晁の筆でございます。これにつきましては、右を向く済松寺第十一世謙堂文益を描いた頂相でございます。

指定理由でございますが、これにつきましても谷文晁の肖像画を代表する優れたできばえの作品であるということで、区内の寺院資料としても貴重であるというものでございます。

次に、四十二ページをお開きいただきたいと思っております。四十二ページでございます。これは、答申第四十三号の五でございます。種別が有形文化財、絵画でございます。名称が八大龍王図で、谷文晁筆でございます。

物件説明でございますが、仏法の守護神であり、神力を以って雲雨を自在に操るとされる八大龍王を描いたもので、済松寺で雨乞いを行う際に掛けて用いたものと伝えられているものでございます。これも谷文晁の作でございますが、谷文晁の仏画として優れたでき

ばえの作品であり、また濟松寺の雨乞いに用いられたとする伝承もあり、区内の民族信仰資料としても貴重であるというふうなもので指定理由でございます。

それから、その次にその左側でございますが、審議会答申第四十三号の六、有形文化財、絵画でございます。名称が十大弟子図で、谷文晁筆でございます。

物件の説明でございますが、白描画を思わせる瀟洒な趣で釈迦の十大弟子を描いたもので、本図で個々の尊名は明確にされておらず、羅漢図のような姿で描いている点に特徴があるというものでございまして、何ページかめくっていただきますと、それぞれ出ております。これにつきましても、文晁の描いた資料として貴重な作品であるというふうなことで指定されるものでございます。

それから、今回、これとは別に、答申第四十四号が出されております。これにつきましては、昭和六十二年十月十七日に諮問第三号の二として、近代文学者の史跡のうち、川上眉山の旧居跡など、計二百十八件について審議したところでございますが、今回は現時点では新宿区指定登録文化財とすることにはなじまないものと判断されて、指定登録になじまない文化財という、そういうものについて答申されていることは一応参考までにお知らせしておきたいと思っております。

提案理由でございますが、新宿区文化財保護審議会の答申に基づき、文化財の指定をする必要があるためでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

いかがでしょうか。

これはよろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第五十八号 指定文化財の指定について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

議案第五十八号は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

木島委員長

木島委員長

---

報告事項

報告一 平成十七年度予算の見積もりについて

報告二 学校選択制度に関するアンケート結果について

報告三 心身障害学級（情緒・通級指導学級）の小学校増設について

報告四 平成十七年度の愛日中町幼保連携経過措置期間の運営方法について

報告五	学童クラブ事業実施に係る学校施設の活用について
報告六	新宿歴史博物館特別展（没後一〇〇年記念「小泉八雲展」の開催について
報告七	新宿歴史博物館・林芙美子記念館メンバーズ倶楽部について

木島委員長

次に、事務局からの報告を受けます。  
報告一から報告七について一括して説明を受け、質疑を行います。

教育政策課長

それでは、事務局から説明をお願いいたします

それでは、「報告一 平成十七年度予算の見積もりについて」御報告いたします。

今回、資料を助役の依命通達、それから「アクション〇四」事業の取扱いについてという二つの資料をお手元に御用意させていただきました。まず、平成十六年九月一日付で新宿区助役より十七年度予算の見積もりについて依命通達が出されております。若干これを読みながら説明させていただきます。

我が国経済は、いまだ生活実態に即した回復が実感できる状況には至っていないとしております。また、国・地方の税財政改革、三位一体の改革でございますが、これについても現時点ではなかなか全体像が見えてきませんので、区への影響を推し計ることができないというものでございます。こうした現状にありましても、今後とも財政健全化の歩みを着実に進め、効果性、公立性を不断に追求するとともに、選択と集中によるメリハリのある施策展開を図り、区民サービスの向上に努めなければならないとされております。

平成十七年度は区政の新たな一步を刻む年であるとしております。これは、今回策定中でございます、第四次実施計画を指しているものでございまして、平成十九年度までに取り組む具体的な目標を事業ごとに掲げて着実な成果を挙げることをねらいとして、現在、第四次実施計画を策定中でございます。

また、次ですけれども、第二次行財政改革計画につきましても、この第四次実施計画を支え、中長期的視点に立って区政運営の方向性を示すものとして策定中というものでございます。これらそれぞれを予算に反映させていくというものでございます。

下の欄でございますが、新しい時代を担う子どもの育成、高齢者、障害者など誰もがいきいきと暮らせる地域社会づくり、安全で快適な文化の香るまちづくり、そして柔軟で多様な開かれた参画システムの構築、これら各課題への挑戦は時代の要請に他ならないとして、行政として専門性を発揮すると同時に、縦割りを廃し、施策、裏面にいていただきたいと思っておりますが、施策の統合化を図ること。また、現場・現実を踏まえた事業の見直しを進め、限られた資源を有効に活用すること。さらに、行政情報の積極的提供を図るなかで、

区民の区政参画と協働を進め、新たな公共のあり方を模索し続けていくことにより、分権の時代に相応しい自治の能力と体力を磨き、区政の質を高めていくことが不可欠となっているとしております。

こうした基本方針をもとにいたしまして、記以下でございますが、何点か述べられておりますが、このうち特徴的なものを二点ほど御説明したいと思っております。

まず最初に、二番でございますが、実施計画事業について、計画策定の検討結果を踏まえ、四つの課題への取り組みを中心に、適切な見直しを行うこととされております。この四つの課題でございますが、実施計画の御説明した際にもお話しいたしましたでしたが、一つが少子化の進行の中で課題として「新しい時代を担う子どもの育成」、それから二番目が、超高齢社会の到来の中で、課題といたしまして、「高齢者・障害者など誰もがいきいきと暮らせる地域社会づくり」が課題とされております。それから、三番目といたしまして、安全・安心と心に豊かさの希求ということで、課題といたしまして「安全で快適な文化の香るまちづくり」。それから、四番目の課題といたしまして、参画と協働の仕組みづくりを求めるということで、課題といたしまして「柔軟で多様な開かれた参画システムの構築」という、そういう四つの課題が出されております。

教育委員会の事業といたしましては、課題の最初にございました、「新しい時代を担う子どもの育成」ということで、その中で幼稚園と保育園の連携一元化とか、学校教育の充実の中で特色ある学校づくり、少人数学習指導の推進等がございます。その他、子どもの遊び場、居場所づくりというような課題が述べられております。これにつきましては、第四次実施計画の中である説明しておりますが、それに基づきまして予算も編成していくというものでございます。

もとに戻っていただきまして、七番でございます。「アクション〇四」事業経費でございますが、これにつきましては、職員の英知を結集し、積極的な活用を図るということでございまして。これ別紙の方に「アクション〇四」事業の取扱いについてというものがございまして、それに基づいて御説明したいと思っております。今の依命通達の続きに〇四事業の取扱いについてということが述べられております。

「アクション〇四」事業につきましては、平成十六年度に初めて行われまして、三年度間の事業でございますが。十六年度につきましては、教育委員会といたしまして、一つに地域学校協力体制の整備でございまして、これは簡単に言うとスクールスタッフ新宿を活用することによって学校の協力体制を整備していこうというものが一つでございます。

もう一つが、子どもの居場所づくりということでございまして、これは運営委員会を形

成いたしまして、放課後や土日に学校施設を活用して子どもの居場所づくりを実施しているというものでございます。

それから、三つございまして、もう一点が学校安全パトロールの推進ということで、今年度、パトロールパネルといたしまして自転車の前に表示するようなパネルを配布いたしまして、地域ぐるみで子どもを犯罪から守るといような、そういうような取り組みを十六年度の「アクション〇四」事業で進めているところでございます。

今回、そういう形で十六年度進めておりましたけれども、十七年度につきまして、二で実施方針は次のとおりというものでございます。この中で改善点といたしまして、事業費用は一千万から二千万円と、十六年度と同額とするというものでございます。

それから、でございますが、十六年度にこの「アクション〇四」事業として進められたものにつきまして、十七年度から十九年度までを例の第四次実施計画、この中で事業化したものにつきましては、十七年度の「アクション〇四」からは除外するというものでございます。ということは、今回、地域学校協力体制の整備、子どもの居場所づくり、学校安全パトロールの推進とございませけれども、これらにつきましては前の二つが地域学校協力体制と子どもの居場所づくりにつきましては、第四次実施計画で、今、事業化しているところでございます。それから、学校安全パトロールにつきましては、これは一般事業で事業化するというふうに準備しているものでございまして、この十六年度に行いました「アクション〇四」事業がすべて計画事業または一般事業という形になるということで、来年度の十七年度につきましてはまた教育委員会につきまして一千万から二千万程度の新たな事業を考えられるということでございます。

枠のところをちょっと御説明いたします。平成十七年度「アクション〇四」事業でございます。目的・内容につきましては右にありますように、職員の創意工夫を生かし、各部の自主・自律性を高めることを目的とし、三番目のところに、部長または次長の裁量権を拡充するというものでございます。教育委員会も対象部局となっております。事業評価でございますが、事業効果を測定する指標を示すこととなっております。事業期間は十七年度及び十八年度でございます。単年度ごとでも可というものでございます。対象事業は、区民サービスへ直接つながる事業とするというものでございます。

もとに戻っていただきまして、今、実施計画事業、それから「アクション〇四」事業経費につきまして特徴的なものを二点御説明いたしました。それだけではなくここにいろいろ書かれてございます。こういう方針に基づきまして、これから予算案を編成していくということでございます。ただ、教育委員会といたしましては、実施計画事業や「アクシ

学校運営課長

「ヨソ〇四」事業を中心にすえながら、教育課題に積極的に取り組める予算編成をしていきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

それでは、順次報告の二から五について御説明させていただきます。

まず、一点目の報告二ですが、学校選択制度に関するアンケート結果ということでございます。これは、一学期末、七月の段階でやったものでございます。小中出てございます。小学校でございますけれども、配布数が一千二百六十一、回収数が一千百七ということで回収率が八十七・八%というふうになってございます。以下、質問一から質問七までございます。ここに出ているデータの基本的な出し方でございますが、構成比ということで、それぞれの質問の回答に対する構成比ということで、上の主な項目の件数に対しての回答の数で割ってございます。それから、回答率については、その全体の一千百七についての母数と、それを母数にして件数で終わったものということになってございます。それから、Q三のところは、通学区域外から来た方、新宿区外からも含めたところでの対応というふうに数字でございます。

以上、特徴だったところを中心に御説明をさせていただきます。まず、Q一について、「入学した学校はどこですか？」ということで、見ていただいても通学区域の学校ということで、これが構成比四分の三ということで、ほとんど思ったほどそれほど大きな移動はなかったのかなというふうに思っているところでございます。

Q二でございますが、「どのような基準で入学する学校を選びましたか？」と、ここは複数回答でございますが、見ていただきまして、一番の「通学区域の学校だから」というものと、あとは二の距離・安全の問題、七番の子どもの友人関係、八番の兄・姉の通学事情と、これは従来の学校指定変更理由の大きなところ、それがそのまま大きな理由になっているというふうに思っているところがございます。

Q三の方でございますが、こちらは通学区域の学校以外のところから来た方、通学区域の学校を選ばなかったということで、どういう理由かと。これも同じように一番のところ、六番、七番、そのあたりがやはり指定校変更の理由として同じような状況が出ているというふうに考えているところでございます。若干気になるところは、十番のところの児童生徒数の数の少なさというところを挙げられているところが特徴かなというふうに思っている向きがございます。

裏面でございますが、Q四でございますけれども、学校を決めるポイントになった理由は何でしょうかということでございますが、一番の「学校公開・学校説明会」と、二番の

「知人・友人からの情報」、この二つが主なものになっているという状況でございます。  
それから、質問の五でございますが、一斉公開のときに区内の学校を見学しましたかということでございますが、この点については、一番の「見学をした」というものと、「見学してない」というところが大きく二つに分かれているというのが特徴だというふうに思います。

それから、問六番でございますが、希望した学校に入学してよかったどうか。これは一学期間の状況を踏まえて判断をしていただいているところでございますが。一番、「入学してよかった」、二番の「まだわからないが、充実した学校生活を送れそう」、この二つを合わせますと、約九十%の状況になってございます。構成比として見ております。

それから、七番について、当初希望した理由としてそれがどのように感じていらっしゃるかということでございますが、これも入学前から推測・確認したとおりの状況であるということ、これも構成比が九割を超えている実態があるということ。これからおおむね六、七を見まして、一学期間の判断の中で大体自分の判断等については適切に選んでいただいているのではないかというふうに思っているところがございます。

それから、自由意見欄として小学校の方、記載をお願いしてございますが。これについては全体で四百五十六件ございまして、これを小学校の学校選択制に関する部分とその他ということに分けて、主だった御意見について記載をさせていただいております。内容については省略をさせていただきます。

それから、中学校の方でございますが、中学校の方についてはほぼ小学校と同じような状況が見えますが、特徴だったところを若干申し上げますと、Q三でございますが、この中で学校指定校の変更のところの一番だとか七番、このあたりがもっとあるかなと思いましたが、それほど伸びてないというような状況が見えます。また、それ以外のところでは、やはり子どもさんの数の少なさのところの十番、それから中学校の場合には十二の統廃合の計画絡みやいじめや荒れの問題、あとは希望する部活がない、このあたりが特徴だったところなのかなというふうに認識しているところでございます。ほかのところは大体小学校と同じような状況が出ているということでございます。

中学校の方も同じように自由意見欄を書かさせていただいております。全体で二百五十九件という状況になってございます。主だった理由については記載のとおりということで、説明は省かさせていただきます。

次の、報告三でございます。報告三につきましては、心身障害学級（情緒・通級学級）の小学校における増設ということで。これは前回お話が出てございます第四次の実施計画

の中の一つに入っているものでございます。

事業概要については記載のとおりでございます。場所についても、天神小学校ということで記載をさせていただいてございますが、そのこの施設の活用するかということで、今回その方針について御決定をいただきたい、方針を決めたいということでございます。ここについては、天神幼稚園が現在休園中でありまして、そのこの状況からこの天神幼稚園を活用し、二学級設置をしていきたいというふうに考えているところでございます。設置時期は、来年の四月ということでございます。

ここを決めた大きな理由でございますが、大きく五点ございます。上からいきますと、増設の必要性として、現在の戸塚第二小学校一校では対応ができなくなっているというのが一つです。それから、二番目の、地域バランスを考えたときに、中央の上にあるゾーンとしての戸塚第二小学校に対して、中央の南部地域という形での地域バランスを考えたところで考えているところがこの次の理由になってございます。それから、三つ目については、やはり通級ということで他の学校から通っていただくということで、交通の利便性を十分考えなくちゃいけないということが三点目です。ここについては大江戸線の活用が非常に大きいところもあり、それ以外にも他の交通の便としてバス便等いろいろと活用ができるという点が大きな理由になってございます。

四点目については、小学校の学校教育環境の中で動線を別に確保する必要があるということで、例えばここでいうと、天神小学校の学校経営になるべく支障を来さないで通級学習の対応がとれるということにおいては、小学校等とは別に独立の園舎が活用できるというところは非常に大きなメリットになってございます。

五番につきますのは、休園中でありまして、基本的にそこにある施設、また備品等が有効活用できるというのが大きな理由として私どもが判断した材料になってございます。

一番下のところでございますが、この点については現在十五、十六年度の調査検討期間でございますけれども、検討委員会も進めてございますが、ここに記載のとおり、小学校の増設部分については非常に必要性和緊急性が高いということでこの部分についてはなるべく早く準備を進め、十七年度当初から対応したいということで整理をさせていただいているものでございます。

次の、報告四でございます。報告四につきますのは、十七年度実施予定の愛日中町の幼保連携についての来年度の経過措置期間についての考え方、運営方法ということで整理をさせていただいてございます。実施時期は十七年九月ということで、この期間は本格実施の十八年度前ということで、一定の経過措置期間というふうにしてございます。

保育室の変更のところにつきましては、特に四歳児クラス、五歳児クラス、これは中町側の四歳・五歳のクラスの方が来年の九月一日に幼稚園舎に来ますので、これは一緒にお出でになるということをご前提にしているところでございます。その経過期間については、一室を提供するという考え方で、十八年四月からは本格的に実施ということで、これはお部屋を二部屋に分けるということでございます。四部屋あるうち、もう一部屋はどうするかということでございますが、その部屋については、現在、未就園児のための開放スペースというふうになってございますので、その辺は活用したいと。また、活用の時間帯でなくところについては幼保園としての有効活用も考えていきたいというふうに考えているところでございます。

そういうことで、本格実施の十八年四月においては、その点、今、ここに書いてあるのは経過措置期間ということと一定のまた見直しをしていきたいというふうに考えております。

それから、三番のところの保育室等の多様な活用というところでは、遊戯室の活用でございますが、ここで給食時間中にランチルームとしての対応をとってまいりたいということでございます。その他の時間帯はまさしく両方の園の子どもさん方の遊戯の目的で使うということと対応していくところでございます。

それから、一番最後のところでございますけれども、来年度は移行期間ということで、四歳児と五歳児についての対応というのが若干やはり違うのかなということで、五歳児の方、四歳児の方の小学校に上がるまでの期間の差を十分考慮しながら、現在、カリキュラムの検討をしている最中でございますが、若干その差を設けながらのカリキュラム編成をしていきたいというふうに思っているところでございます。まだきょうの段階ではその中身については御報告できる状態ではございません。

それから、下のところは幼稚園舎の改修関係、それから保育園舎の改修関係についての、まだ確定ではございませんが、一定の日程についてあらあらでございますが、書かせていただいているところでございます。

私どもの方で一番大きな関心については、十七年九月以降、幼稚園児についてどのようなサービスができるかという視点でございますが、十七年九月からは預かり保育がスタートさせていきたいという考え方でございます。それから、給食の提供の時期でございますが、こちらについては保育園側の工事について、御案内のとおり、保育園は日曜日以外基本的には開園してございますので、工事の状況を踏まえながら、その点については給食の開始時期が若干ずれていくということとございまして、ここでは十二月の段階に書いてご

ざいますが、これは近隣の状況等、なかなか厳しい環境もございませぬので、もうちょっと延長する可能性も十分あるということございませぬ。そこにおいて預かり保育と給食の提供事業がずれるということをお了解をいただきたいというふうに思っているところございませぬ。十八年四月から本格実施で、ここでは一緒にやっていくという形ございませぬ。

それから、報告五、最後でございませぬが、これにつきましても前回出てございませぬ、第四次実施計画の中の一つで、学校内に学童クラブを二ヶ所つくるというふうな形になつてございませぬ。そのうちの一つということございませぬ。その資料の次のページでございませぬが、福祉部長の方から八月十六日付で御依頼をいただいているところございませぬ。学童クラブとして活用したいというのが、富久幼稚園舎ということ、こちらも休園中をございませぬ、以前、十三、十四年度にここ富久町の児童館の建て替えのときに二年間お貸しした経緯がございませぬので、空調施設も入っており、非常に使い勝手がいいということもございませぬので、そういったところを考慮し、私どもとしてこの報告の五にあるような案でまとめたところございませぬ。

許可理由としては大きく四点ございませぬ。一点目は、この地域における人口の推計でございませぬが、ほとんど急激に改変するという見込みはございませぬので、この十七年度から二十一年度までについての五カ年間についてはお貸しすることが可能だというふうな判断をしてございませぬ。また、先ほど申しましたように、十三、十四年度でここを児童館機能として活用していただいておりますので、施設上の対応については問題なからうというふうな判断してございませぬ。

また、三点目として、事前に小学校長の方とも、小学校側とも協議をさせていただいてございませぬが、学校選択制が始まっている現在において、富久小学校においても子どものにぎわいといいたましようか、活性化にもつなげるということ、これについては大変喜んでいただいている状況があるかなというふうな感じで受けているところがございませぬ。

それから、四点目については、併設の幼稚園ではございませぬが、出入口が別になつてございませぬ、幼稚園舎を学童クラブとして活用させていただいても、小学校の教育機能としては確保されるデータはないというふうな判断してございませぬので、問題なからうということ、許可をしていきたいということございませぬ。

使用期間はそこに書いてあるように、十七年度から五年間ということございませぬ。

以上でございませぬ。よろしくお願ひします。

それでは、報告事項の六番と七番について、御説明をいたしたいと思ひます。

まず最初に、お手元に配布してございませぬ資料に基づいて御説明をいたしますが。没後

一〇〇年記念の特別展ということで、「小泉八雲展」を十月九日から十一月十四日の三十七日間にわたって実施をいたすものでございます。本年は小泉八雲が西大久保の地で明治三十七年に亡くなられてから百年を迎える年でございます。明治三十七年九月二十六日でございます。

その内容につきましては、この配布資料の次ページをごらんいただきたいと思います。実施場所は新宿歴史博物館でございます。期間は先ほど申したとおり、十月九日から十一月十四日まででございます。観覧料につきましては、一般三百円、小中学生百円というところでございます。主催は財団でございます、共催として新宿区教育委員会、後援はギリシャ大使館でございます。

なお、この特別展につきましては、今年度実は八月十一日から九月二十六日まで姫路におきまして同様の「小泉八雲展」が実施されており、新宿区での企画内容も同等の内容で考えてございます。新宿区からはこの姫路の特別展にも旧大久保の旧居にありました本棚やちりめん本等について既に出品をしているところでございます。

はなはだ簡単でございますが、特別展についての御説明は以上でございます。

それから、七番目でございますが、平成十五年十月に親しまれる歴史博物館を考える会からの提言等を受けまして事業化をしてきたものでございますけれども。この事業につきましては、過日八月十一日の読売新聞にも比較的大きく取り上げていただいたものでございます。当初、このメンバーズ倶楽部の会員として百名を予定をし、その募集をしてまいりましたが、八月末現在では八十四名の応募がございました。中には教育委員の先生の中にもメンバーに入られた方がいらっしゃっておりまして、大変感謝しているところでございます。

なお、この考える会からの提言に基づいて種々の事業を実施してまいってきておりますが、いずれにしましても、この提言でいただいているように、なおこれから博物館活動の活性化をより一層進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

雑駁でございますが、以上報告にさせていただきます。

説明が終わりました。報告一について、御質疑のある方はどうぞ。

ちょっと愚かな質問ですけども。「アクション〇四」の〇四って何ですか。

今年度、二〇〇四年ということで、それで〇四というふうになっております。

そうすると、来年の平成十七年度も〇四でいくんですか。

二〇〇四年、〇四の事業につきましては三年度、十六、十七、十八という三年度の事業ということでいろいろ考えてきたという経過がございますので、そのまま〇四というふう

木島委員長  
櫻井委員  
教育政策課長  
櫻井委員  
教育政策課長

にやくということですが。

内藤委員

ちょっと説明で聞き落としたんですけども。「アクション〇四」計画で教育委員会も当然新規事業を立ち上げると思うんですが。この「アクション〇四」事業の取扱いについてというところで対象外となってますよね。例えばこの施設整備費、事業実施に必要な最低限の維持補修費を除く。これは単に一例として申し上げるんですけども、例えば小中学校の課外活動を大いに活発にしようとして、それに伴うグラウンドの整備とかあるいは場合によっては新規にグラウンドをつくるとか、そういうことは「アクション〇四」事業の対象には含まれないんですか。

教育政策課長

この施設整備費で括弧書きがございしますが、維持補修費を除くということでございます。これは事業を、〇四事業としてエントリーする際に、その事業の中身の中である程度の維持補修が必要である場合は対象になるというふうな意味でございます。

内藤委員

つまり、施設の新設とか施設をつくるということが目的であってはならない、そういうふうに了解していいんですか。

教育政策課長

そのとおりでございます。

木島委員長

ほかに何か。

この予算の見積もりについての中に、新しい時代を担う子どもの育成ということは書いてあるんですが、これは生まれてからの子どもの育成であって、それ以前の少子化対策というのはこの中には述べられているんですか。

教育政策課長

これは現在、次世代育成支援計画というものを策定中でございまして、当然その中には、今、生命を受けている子どもたちではなくて、これから生まれてくるということで、要するにお母さん、お父さん、そういう方々の支援も考えているというところがございます。

木島委員長

例えば、地方なんかでも行政が中心になって男女の交際の場をつくり、結婚率を高めるとか、そういうような努力をしているところもあるわけですがけれども、そういうことは特にここには述べてない。取り上げてない。

教育政策課長

特にここでは取り上げてないと思いますけれども、結婚に至る経過につきましては、ある意味ではかなり個人的なことでございますので、余り行政はタッチしないというのが賢明であるというふうに考えております。

木島委員長

ほかに何かございますか。どうぞ。

櫻井委員

十六年度の事業、「アクション〇四」で確保した予算はどれくらいだったのですか。予算というか経費は。

教育政策課長

ちょうど二千万でございます。ちょっと内訳を。

櫻井委員  
教育政策課長

そうすると、一千万余ったということですね。福祉部と健康部の事業費用の調整。これ、「アクション〇四」事業につきましては、全体として一億六千万ほど用意しておりましたけれども、実際に充当いたしましたのは、区全体で一億五千万ぐらいだったか。それで、全体として一千万、十六年度の分として残されたということでございます。これをまた十七年度にそれを使うということでございます。その使う分につきまして、どういふふうにするかというようなことではいろいろ議論がありましたけれども、今回につきましてはこの形で福祉部と健康部の事業費用ということで。これは衛生部と福祉部との組織改正見直しがございましたので、その関連で若干こちらの方に充てていくということでございます。

なお、教育委員会の方の金額につきましては、地域学校協力体制が千三百万、それから子どもの居場所づくりが四百万、それから学校安全パトロールが三百万ということで、二千万全額ついたということでございます。

櫻井委員  
木島委員長

わかりました。  
よろしいですか。  
ほかに。

内藤委員

ほかに御質問がなければ、次に、報告二について御質疑のある方はどうぞ。  
このアンケートで、これ少ないと見るか多いと見るかは見方の問題だと思いたしますが。いじめや荒れの状況を見て学校を決めた。つまり、いじめや荒れの状況があるのでその学校には行かなかったというアンケート結果が出てますね。これは、アンケートの性質によるだろうけれども、追跡調査は可能なんですか。

学校運営課長

今の御指摘の点なんですが、Q二、Q三のところがいじめや荒れの状況というところがございしますが、私どもがちょっと考えているのは、このいじめ等の問題については多分に七番の子どもの友人関係、交遊関係のところにも実は反映しているのではないかというふうに思っております。それで、追跡調査については、なかなかその点についての細かい問題についての対応はちょっと難しいのかなというふうに思っております。これは個別に各学校についてはまた各学校ごとにこういったアンケート調査実施させていただいて、その対応については学校側にご提供してございますけれども、その点についてはまた個別にお話を聞く機会があればぜひ聞いてみたいと思っております。この点の追跡調査の内容についてはなかなかプライバシーに関わる問題もございしますので、十分慎重に、やる場合には慎重にやっていきたいというふうに思います。

内藤委員

確かにね、アンケートに答えたら、つまりこれからアンケートにうっかり答えられない

ということになっても困るんだけれども。しかし、せっかくのデータですからね、やはり中学校が高いですよ。これは何かせっかくのデータだから何かぜひ生かす方法を検討していただきたいと思えますね。

学校運営課長

このあたりの分析については教育指導課とも私ども連携とりながら、教育委員会として各学校についての学校経営上いろいろな問題を抱えていらっしゃると思いますので、私どもとしてもその点追跡といたしまししょうか、一定の対応がとれるかどうか、個別の御判断を含めて対応も考えたいなというように思っています。

櫻井委員

児童生徒数の少ない学校という理由で選ばなかったというのが、小学校で十五%ちょっとで、中学校で十%ちょっとですか、あるんですが。これの数字は、少ないとお考えでしょうか、多いとお考えでしょうか。それから、これからどんどんこういうことがどういふふうに反映していくとお思いでしょうか。

学校運営課長

一年目の数字として、この数字の比率といたしまししょうか、特に今の御指摘の部分は通学区域内の学校を選ばずに他の学校を選んだというところの部分でございますが。十五%なり十%レベルという話については、私が先ほどちょっとお話しさせていただいたように、ここの点については若干気になる数字だなという意識は持っております。

どうしても学校選択制を始めるときにその点について、実際の学校側が提供したい具体的な経営情報まで含めてしっかりと保護者の方に御判断いただく材料を渡したいということとずっと進めてきてございますが、先ほどのQ四番のところでございますように、二番のところ、友人や知人の方の情報というものも結構大きな比率を占めております。ですから、その判断材料として何をポイントに選ばれたかというのは当然にいろいろ差異があるかと思えますが、この点で小規模の学校だから悪いというレッテルではございませんので、それはもうそういったところの教育委員会としても十分その点の情報提供することで、各学校の状況について差異が出ないように対応したいと思っております。

木島委員長

ほかに。  
例えばアンケートの中で、中学校なんかは希望する部活動がないなんていう理由があるわけですがけれども。中学校自身が統廃合なんかをされるとなると、そこら辺を地域全体の一つの学校を超えた枠の部活動というんですかね、そういうのを考えていけば、これからまた解決していくのかなという感じもしますけれども。これは御意見で。

櫻井委員

ほかに。どうぞ。  
それで思い出しました。御意見がある欄で、部活で選んでいる子が多いので、その顧問の教員の異動をなくして、配慮してほしいとありますけれども、これはどの程度かなうも

教育指導課長

のなんですかね。

御指摘のとおり、部活動の維持は教員の異動がかなり大きな影響を与えます。昨年度から学校の校長の経営方針に従って、異動年限を若干伸ばせるようになっております。その中には、教育活動として部活動も重要な位置がありますので、ただ部活動だけというわけではありませんから、全体のバランスの中で一般に普通異動年限六年と定められているところをさらにその上限を上回って伸ばすことも可能ですので、そういう期待には若干答えられませんが。いずれにしても異動要綱に定められている年限に従いますと、その問題はいつも中学校の経営の大きな負担というか、課題となっております。

櫻井委員  
木島委員長

わかりました。

よろしいですか。

それでは、ほかに御質問がなければ、次に、報告三について御質疑のある方はどうぞ。

これは、その他の欄が一番下に書いてあるように、必要性和緊急性が非常に高いためということで、これはできるだけ早めにしていただこうということでもよろしいかと思うんですが、いかがでしょうか。

ほかに御意見がなければ、次に、報告四について御質疑のある方はどうぞ。

これで例えば預かり保育を開始しますと、いつも問題になるんですが、例えば子どもですから病気になったりするわけですよ、預かってる最中に。そういうときにこの保育施設ですか、それがどういうふう処理、対応するんでしょうか。

学校運営課長

子どもさんが病気なり体調が悪くなったときに、併設の今の幼稚園の対応でおきますと、小学校にいる養護教諭の先生なり、また園医の先生の方に御連絡するというふうな対応の中でやっている部分もございます。それで、幼保という形になってきますと、幼稚園の側には看護師さんがおられますので、すべての園ではないにしてもその点両方側に園医もおられたりしますから、小学校と協力しながらその点の子どもさんの特に健康面等、今、その問題についても検討させていただいているところでもございますけれども、十分そのあたりについては人的な部分がいろいろ問題ございますけれども、幼保になった場合においても問題がない形で体制がとれるように努力をしていきたいというふうに考えております。

木島委員長

中で一つ、アレルギーの子がおりますよね。そうすると、風邪は引いてないんだけど、普段このお薬を飲ませてくれというような場合があるんですが、そういうような普段飲んでるようなお薬だったら預かっている保育園の方で飲ませていただけるということでしょうか。

学校運営課長

特に預かりの時間帯でございますけれども、これは先生、幼稚園の正規の先生を中心に

ございますが、それ以外に一定の人的配置も考慮したいと思いますが。その中で、今、委員長おっしゃられたような点についても当然御要望が出てくることは想定できますので、その点の配慮も十分していきたいというふうに考えてございます。

木島委員長

ほかにどなたか。いかがですか。

特にありませんか。

ほかに御質問がなければ、次に、報告五について御質疑のある方はどうぞ。

学校運営課長

これは子どもの居場所づくりとの関連ですね。

その点についても十分考慮し、居場所という問題の中で、特にこちらの富久小学校の児童の居場所という問題も大きな問題でもございますし。現在、富久児童館の方には花園小学校の子どもさんや幼稚園の方もおられます。その中で、富久児童館とこちらの方の富久幼稚園での学童クラブ、こちらが両方うまく両方この地域で機能しながらなるべく近い地域で子どもさんが安全に過ごせるといふか、遊べるような場所の提供をしたいということ考えているものでございまして、福祉部との協力事業という形になってこよかなと思っております。

木島委員長

これやはり児童館の学校クラブというのは福祉部の関係なんですね、本来は。

学校運営課長

はい。

木島委員長

そうですね。そうすると、各地区に児童館というのがいろいろあるわけですよ。たまたま休園している幼稚園を利用したというのが富久町の児童館ですね。

ほかの学校なんかの休園している施設で児童館をふやしてくれというような要望はまだ聞かれてないわけですか。

学校運営課長

この地域、今、委員長おっしゃられましたように、基本的には児童館で対応するというスタンスでございますが。ここの地域の定員というものがございまして、現在ここが七十名という形になっております。実際に十六年度の在籍児童がここに登録なさっておられる方が複数の小学校合わせまして、全体で八十三ということで、定員に対する一定の子どもさんがオーバーになっている。なかなか使い勝手、全員が急に八十三人来るわけじゃございませんが、そのあたりの需要数としては非常に大きいものがあるということなので、この点、本館の児童館も運営しながら、プランチ的に小学校内に学童クラブというものの対応をとっていきたいというのが福祉部さんの方の発想でございます。

それ以外にも若干もう一ヶ所いろいろと協議をいただいているところがございますが、まだその協議が整う状況にはまだなっていない状況でございます。

木島委員長

よろしいでしょうか。

生涯学習財団

担当課長  
木島委員長

それでは、ほかに御質問がなければ、報告六について、御質疑のある方はどうぞ。  
これは地元の、地元ということはないんですけれども、小中学校の方には十分連絡は当然、案内はされてるわけですか。区内の。

これからですね、広く、ここも含めましてPRをしてまいりたいというふうに考えている

ところでございます。

いや、私、ある高校に行って生徒に小泉八雲って知ってると言ったら、全然知らないというのが、高校生でも知らないのかというのが多かったもんで。ぜひやはり小学校、中学校のときに知っておかないと。この小泉八雲さんとラフカディオハーンさんが一緒だということすらも知らないし、怪談ということも知らない。ぜひ広くPRしていただきたいと思えますけれども。

いかがでしょう。

よろしいでしょうか。

ほかに御質問がなければ、次に、報告七について御質疑のある方はどうぞ。

これ、私も入ってないんですけれども、メンバーズ倶楽部っていうのは初めて私見たんですけれども、これ前にいただきましたか。

見たように思います。

見ました。私が失念したのかな。

郵送で来たんですよ。僕は会員ですからね。

そうですか。

これはやはり入らないと。

入らないといけないですね。

そういうことで、後ほど皆さんそろって入らせていただくと百名を超すんじゃないかと思えますので。(笑)

櫻井委員  
木島委員長  
内藤委員  
木島委員長  
内藤委員  
木島委員長

報告事項

報告八 その他

木島委員長

教育政策課長  
木島委員長

ほかに御質問がなければ、本日の日程で「報告八 その他」となっていますが、事務局から御報告事項がありますか。

本日はございません。

それでは、報告事項は以上で終了といたします。

---

閉 会

午後三時三十四分閉会

---

木島委員長

本日の教育委員会は以上で閉会といたします。  
御苦労さまでした。